重要事項説明書

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

1　事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　三慶会
代表者名	理事長　　岸本　三七吉
所在地・連絡先	（住所）〒701-0145 岡山県岡山市北区今保 870-1 （電話）086－241－5544 （FAX）086－363－1330

2　事業所（ご利用施設）

施設の名称	特別養護老人ホーム　喜福の里
所在地・連絡先	（住所）〒701－0145 岡山県岡山市北区今保 18－1 （電話）086－245－8690 （FAX）086－245－8692
事業所番号	3370113460
施設長の氏名	真鍋　正昭

3　施設の目的及び運営方針

（1）施設の目的

社会福祉法人三慶会が開設する特別養護老人ホーム喜福の里（以下「施設」という）が行う、ユニット型短期入所生活介護サービス（以下「サービス」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

（2）運営方針

①施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。このことにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができることを目指す。

②入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスを提供するように努める。

③明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4　施設の概要

（1） 構造等

敷　　地		2,165.00 ㎡
建　物	構　　造	鉄骨造陸屋根３階建
	述 べ 床 面 積	2,171.56 ㎡
	利　用　定　員	39（内ショート 10 人）名

（2） 居室

居室の種類	室　数	面　積	備　考
一　人　部　屋	２人	11.15 ㎡	ブザーを設置
一　人　部　屋	４人	11.64 ㎡	ブザーを設置
一　人　部　屋	１２人	11.70 ㎡	ブザーを設置
一　人　部　屋	１人	11.72 ㎡	ブザーを設置
一　人　部　屋	４人	11.74 ㎡	ブザーを設置
一　人　部　屋	１６人	11.86 ㎡	ブザーを設置

（3） 主な設備

設　備	室　数	面　積	備　考
ＬＤＫ	4	58.69 ㎡	
理美容室	1	5.78 ㎡	
浴　室	1	33.73 ㎡	特別浴槽１台設置
医　務　室	1	14.38 ㎡	
相　談　室	1	14.95 ㎡	
厨　房	1	32.85 ㎡	

5　施設の職員体制

従 業 者 の 職 種	人数（人）	職 務 の 内 容
施　設　長	１名	施設の統括

次長	1名	施設の部門管理
生活相談員	1名	相談援助
介護職員	18名	介護・援助
看護職員	2名	看護・健康管理
医　　師	1名（嘱託）	診療・健康管理
栄 養 士	1名	食事管理
介護支援専門員	1名	サービス計画作成
事 務 員	1名	事務全般
機能訓練指導員	1名（非常勤）	機能訓練

6　職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施　設　長	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）常勤で勤務
副 施 設 長	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）常勤で勤務
生活相談員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）常勤で勤務
介護職員	早番（７：００～１６：００）日勤（９：３０～１８：３０） 遅勤（１１：００～２０：００）夜勤（１７：００～９：３０）
看護職員	早番（７：３０～１６：３０）遅勤（１０：００～１９：００） 日勤（９：００～１８：００）
医師	毎週水曜日　１５：００～回診（特養入所者のみ）
栄　養　士	日勤(９：００～１８：００)
介護支援専門員	日勤（８：３０～１７：３０）
機能訓練指導員	日勤（８：３０～１７：３０）

7　短期入所生活介護の内容と費用

（※費用については、別紙１料金表を参照）

（1）介護保険給付対象サービス

サービス内容

種　　類	内　　容

食　　事	（食事時間） 朝食８：００～ 昼食１２：００～ 夕食１７：３０～ 管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
入　　浴	週２回以上の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
排　　泄	入居者の心身の状況に応じて適切な介助を行うと共に、自立について必要な支援を行います。
離床、着替え、整容等の 日常生活上の行為の支援	個人としての尊厳に配慮し、生活のリズムを考え、離床毎朝夕の着替え、整容、寝たきり防止に努めます。 （シーツ交換、寝具の消毒は週１回以上実施します。）
機能訓練	機能訓練指導員により入居者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ＜当施設の保有するリハビリ器具＞ 車いす　２０台、歩行器　１台
健康管理	嘱託医師による週１回の診察日を設けます。診察日以外でも担当看護師による健康チェックと協力医療機関へ受診できる体制を整え、必要時に採血その他検査を実施します。また、協力医療機関による年１回の検診により、入居者の健康管理に努めます。 医療機関に通院する場合は、その介添えについて出来る限り配慮します。
レクリエーション等	季節の行事・誕生会等の実施により、生活意欲の向上に努めます。
相談及び援助	入居者とその家族からのご相談に応じます。
送　迎	ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎をおこないます。通常の実施地域は岡山市（但し、旧建部町、旧瀬戸町、旧御津町、旧灘崎町を除く）とし、実施地域を超えた場合は、超えた地点から１ｋｍ当たり 50 円ご負担頂きます。

（2）その他介護給付サービス加算

体制加算	加　算　条　件
サービス提供体制強化加算	介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が６０％以上の場合に算定 18 単位
夜勤職員配置加算	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を 1 以上上回っている場合に算定 18 単位
介護職員処遇改善加算	所定単位数にサービス加算率を乗じた単位数で算定（14.0%）
個別加算	必要な方のみ
送迎加算	片道　184 単 通常の実施地域を超えた場合は、超えた地点から 1ｋｍ当たり 50 円ご負担頂きます。通常の実施地域は岡山市とする。（但し、旧建部町、旧瀬戸町、旧御津町、旧灘崎町を除く。）
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合（診療情報提供書必要） 8 単位/日
若年性認知症利用受け入れ加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当を定め、その者を中心に当該利用者のニーズに応じたサービス提供を行う 120 単位

（3） 介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1 日当り）のご負担となります。

＊食費内訳

朝食　４３０円　　昼食　５８５円　　夕食　５８５円

※食費は実食計算となります。

② 居住に要する費用（光熱水費及び室料〔建物設備等の減価償却費等〕）

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1 日当り）のご負担になります。

③ 特別な食事の提供に要する費

④ その他

種　　類	内　容	利　用　料
理髪・美容	理髪・美容店の出張による理美容サービスを利用いただけます。	実費をご負担いただきます。
レクリエーション行事	主なレクリエーション行事・旅行個人の好みに合わせたもの 参加されるか否かは任意です。	実費をご負担いただきます。
日常生活品の購入代行	衣服、スリッパ、歯ブラシ等日用品の購入の代行をさせていただきます。	購入代金をご負担いただきます。
電気製品の持込	テレビ、ラジオ、電気毛布などの、電気製品が持ち込めます。	電気製品１台につき １日 50 円

○　キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。
ただし、お客様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情があるときは不要です。

利用日の２日前までに連絡があった場合	無　料
利用日の前日に連絡があった場合	利用料自己負担分の５０％
利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用料自己負担分の７０％

8　利用料等のお支払方法

毎月、１０日発送で「7　施設サービスの内容と費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたしますので、指定日までに下記口座に振り込み送金してお支払いください。

笠岡信用組合　岡山支店
普通預金口座（口座番号　４３３８８７７）
口座名義　社会福祉法人　三慶会
理事長　岸本　三七吉

※入金確認後、領収証を発行します。（領収書は、後に利用料の償還払いを受ける時に必要となります。）

9　サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	窓口責任者　　喜福の里　次長　丹治　隆 窓口担当者　　生活相談員　　佐宮　千恵 ご利用時間　８：３０～１７：３０ ご利用方法　電話（０８６－２４５－８６９０） 面接（相談室） 苦情・ご意見箱（事務所前に設置）
岡山市保険福祉局 事業者指導課	〒700-0913 岡山市北区大供三丁目 1-18　KSB 会館 4 階 電話　086-212-1014 Fax　086-221-3010
岡山県 国民健康保険団体連合会	〒700-8586 岡山市北区桑田町 17-5 電話　086-223-8811 Fax　086-223-9109
当法人第三者委員	・出戸　康子（監事） ・尾﨑　次徳（評議員）

１０　苦情処理を行う為の処理体制・手順

（１）受付者より、住所、氏名、電話番号、内容の報告を受ける。

（２）相談又は苦情窓口担当者は、ご契約者・代理人宅へ連絡し、状況を明確にする。

（３）場合により、ご契約者・代理人宅へ訪問し、詳細に状況を分析し、明確なものとする。

（４）相談又は苦情窓口担当者は、必要であると判断した場合は、関係者を含めた苦情対応委員会又は第三者委員会を開催し記録する。

（５）苦情対応委員会を行わない場合には、必ず責任者まで処理結果を報告するとともに、記録を残して、再発防止に心がける。

（６）検討は早急に対応し、対応結果は翌日までには具体化し、ご契約者・代理人にも納得していただけるよう心がける。

（７）発生した内容においては全て記録を残し、再発を防ぐ。

１１　身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続き

事業者は指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を

行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

１２　虐待の防止のための措置に関する事項

（1）事業者は利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

1）虐待の防止に関する責任者の選定

2）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

3）その他虐待防止のために必要な措置

（2）事業者は指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たり、当該施設従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

１３　成年後見人制度の活用支援

成年後見人制度は判断能力が不十分な方々を法律面や生活面で保護し支援をする制度です。施設では、対象者への活用方法について情報提供や相談に応じています。

（1）相談、申立手続き窓口

岡山家庭裁判所　　岡山市北区南方１丁目　８－４２

電話：086-222-6771

（2）その他の窓口

財団法人　リーガル・エイド岡山　高齢者・障害者支援センター

岡山市北区南方１丁目　８－２９岡山弁護士会館内

電話：086-223-7899

※　専門家相談や出張相談もあります。

社団法人　成年後見センター　リーガル・サポートおかやま　岡山県支部

岡山市北区富田町二丁目９－８

電話：086-226-0470

※　司法書士が相談に応じ、成年後見制度の申立や任意後見契約の手続き支援、成年後見人の紹介を行っています。

（3）岡山市の相談窓口

身寄りがない等の理由で、申立人がいない場合は、市長が申し立てることもできます。市長申立てを行った方で、後見人等の報酬の負担が困難な方に対する助成制度があります。

１４　事故発生時の対応及び損害賠償

（1）施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに岡山市及び関係各機関並びに、後見人及び家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な

措置を講じ、事故の状況及び処置については記録を行います。

（2）前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、施設は速やかに利用者の損害を賠償します。ただし、施設に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

（3）前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

１５　非常災害時の対策

<table>
<tr><td>非常時の対応</td><td colspan="4">別途定める「特別養護老人ホーム喜福の里　消防計画」にのっとり対応を行います。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">避難訓練及び防災設備</td><td colspan="4">別途定める「特別養護老人ホーム喜福の里　消防計画」にのっとり年２回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して行います。</td></tr>
<tr><td>設備名称</td><td>個数等</td><td>設備名称</td><td>個数等</td></tr>
<tr><td>スプリンクラー</td><td>あり</td><td>防火扉</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>避難階段</td><td>３個所</td><td>屋内消火栓</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>自動火災報知機</td><td>あり</td><td>ガス漏れ探知機</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>誘導灯</td><td>あり</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">カーテン等は防炎性能のあるものを使用しています。</td></tr>
<tr><td>消防計画等</td><td colspan="4">岡山市中消防署への届出日：令和６年 12 月 18 日
防火管理者：新見　幸男</td></tr>
</table>

１６　緊急時等における対応方法

入居中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、当事業所の協力医療機関、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

１７　協力医療機関等

<table>
<tr><td rowspan="4">配置医師</td><td>病　院　名
所　在　地</td><td>御南クリニック　（　医師：岡田　康司　）
岡山市北区今保 557-16</td></tr>
<tr><td>電 話 番 号</td><td>086-242-5656</td></tr>
<tr><td>診　療　科</td><td>内科・小児科・リハビリテーション科・往診応需（在宅療養支援診療所）</td></tr>
<tr><td>入 院 設 備</td><td>無</td></tr>
<tr><td>医療機関</td><td>病　院　名
所　在　地</td><td>岡山市民病院
岡山市北区北長瀬 3-20-1</td></tr>
</table>

	電話番号	086-737-3000
	診　療　科	内科・呼吸器科・外科・整形外科・脳神経外科等
	入院設備	400 床
	病　院　名 所　在　地	岡山光生病院 岡山市北区厚生町 3 丁目 8-35
	電話番号	086-222-6806
	診　療　科	内科・循環器内科・外科・整形外科・脳神経外科等
	入院設備	145 床
歯　科	病　院　名 所　在　地	脇本歯科医院 岡山市北区西花尻 1239-1
	電話番号	086-292-3181
	入院設備	無

１８　施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間　８：３０～２０：００ 面会時間を過ぎますと電気錠がかかりますので、お帰りの際は職員に申し出てください。 来訪者が宿泊される場合にも、職員にお知らせください。
外出	外出の際には、必ず行く先と帰宅時間を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫　　煙	決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

１９　お客様へのお願い

○　サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。

○　サービス利用にあたっては、利用を希望する月の３ヶ月前から、利用する期間を明示して申し込むことができます。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、短期入所生活介護事業のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和　　年　　月　　日

事業者　　住所　岡山県岡山市北区今保１８－１

事業者（法人）名　　社会福祉法人　三慶会
施　　設　　名　　特別養護老人ホーム喜福の里
（事業所番号）　３３７０１１３４６０
代表者名　　真鍋　正昭　　印

説 明 者　　職　　名　　生活相談員
氏　　名　　佐宮　千恵　　印

私は、重要事項説明書に基づいて、短期入所生活介護事業のサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意いたしました。

令和　　年　　月　　日

入居者　　住　所

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

ご家族（または代理人）　　住　所

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印